

熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱

制定	平成29年	3月29日	市長決裁
改正	平成31年	4月1日	環境局長決裁
	令和2年	4月1日	環境共生課長決裁
	令和3年	5月1日	環境共生課長決裁
	令和4年	3月29日	市長決裁
	令和5年	4月1日	花とみどり協働課長決裁
	令和5年11月	1日	花とみどり協働課長決裁
	令和7年	9月1日	花とみどり協働課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における緑豊かな街づくりを促進し、もって良好な都市景観の形成及び多様な生き物の生息地・生育地の創出にも寄与する緑のネットワークを形成することを目的とし、民有地内で樹木の植栽を行う市民等に対し熊本市つながりの森づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人または事業者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の区域内で補助対象者が行う樹木の植栽であって、別表第1に掲げる基準を満たし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人の住宅や共同住宅の敷地内における、高さ2メートル以上の樹木3本以上の植栽（以下「個人住宅への樹木植栽」という。）
- (2) 事業所の敷地内における、高さ2メートル以上の樹木5本以上の植栽（以下「事業所への樹木植栽」という。）
- (3) 個人住宅又は事業所の敷地内における、生垣延長5メートル以上の植栽（以下「生垣植栽」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）第16条の規定による開発行為に伴う協議時の基準値内の緑化をする場合
- (2) 過去に本要綱により補助金の交付を受けた植栽を撤去し、新たに植栽を行う場合
- (3) 国、地方公共団体又は特殊法人若しくはこれに準じる団体が行う場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する費用とする。

- (1) 樹木の購入費
- (2) 樹木植栽に係る経費
- (3) 生垣植栽のためのコンクリート構造物等（高さ60センチメートル以下のものを除く。）の撤去費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、次の各号において100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 個人住宅への樹木植栽又は事業所への樹木植栽にあつては、次のア又はイのいずれか低い額
 - ア 前条第1号及び第2号に掲げる経費の合計額に50パーセントを乗じて得た額
 - イ 植栽する樹木の高さに応じて別表第2の定めるところにより算定した補助額を合計して得た額
- (2) 生垣植栽にあつては、次のア又はイのいずれか低い額
 - ア 前条第1号及び第2号に掲げる経費の合計額に50パーセントを乗じて得た額
 - イ 生垣の延長1メートルにつき3,500円を乗じて得た額
- (3) 生垣植栽にあつては、次のア又はイのいずれか低い額

ア 前条第3号に掲げる経費に50パーセントの割合を乗じて得た額

イ 前条第3号のコンクリート構造物等の撤去面積に1平方メートル当たり1,400円を乗じて得た額

2 前項の規定により算定する補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ当該各号に定める額を上限額とする。

(1) 個人住宅への樹木植栽について前項第1号の規定により算定する額 10万円(植栽をする土地が熊本市緑の基本計画に定める緑化重点地区(以下「緑化重点地区」という。)である場合(ただし、緑化重点地区外において緑化重点地区と隣接し一体的利用が認められる場合においては、一体的利用にかかる土地を緑化重点地区とする。以下、同じ。)は15万円)

(2) 事業所への樹木植栽について前項第1号の規定により算定する額 20万円(植栽をする土地が緑化重点地区である場合は30万円)

(3) 生垣植栽について前項第2号の規定により算定する額 7万円(植栽をする土地が緑化重点地区である場合は10万円)

(4) 生垣植栽について前項第3号の規定により算定する額 5万円
(交付の申込み)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業に着手する前に、つながりの森づくり補助金交付申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 緑化計画書(様式第2号)

(2) 工事着工前の写真(撮影日を記載すること)

(3) 事業費用を証明するもの(見積書の写し)

(4) 市税滞納有無調査承諾書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 原則として、申請は一敷地について会計年度内に1回のみとし、申請書の提出期限は当該年度の2月末日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

(1) 補助事業が完了した日が属する年度の翌年度から最低5年間、当該樹木の育成管理に努めなければならないこと

(2) 市長が必要があると認めるときは、工事状況を調査し、又は報告を求めるときにはこれに協力すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令その他補助金の交付目的を達成するために市長が必要があると認め指示する事項

(計画の変更又は中止の手続き)

第8条 交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が、緑化の計画の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ、補助金交付変更・中止申込書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

(1) つながりの森づくり補助金等交付決定通知書

(2) 緑化計画書

(3) 見積書の写し

2 前項の規定による計画の変更は、次の各号に掲げる軽微な変更であって、助成事業の目的及び補助金額に変更のないものは、これを省略することができるものとする。

(1) 樹種の変更であり、樹高に変更がないこと。

(2) 樹木の配置の変更

(計画変更又は中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による計画変更又は中止の申入れがあった場合は、これを審査し、変更又は中止の内容が適当と認められるときは、補助金交付変更・中止通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(完了届)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から10日を経過する日(その日が交付決定を受けた年度の3月31日以降の日となるときは、当該3月31日)までに、完了届(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 工事完了後の写真

(2) 工事又は植栽に関する請求書又は領収書の写し

(補助金の確定及び交付)

第11条 前条の規定による完了届の提出があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて現地調査、書類確認、質問等を行い、これに適合すると認めた時は、補助金交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の決定通知書を受け取った後、請求書(様式第8号)にて交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反した場合。

(2) 第2条第2号に掲げる補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

(3) 補助金を他の用途に使用した場合。

(4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、直ちにその返還を請求することとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(熊本市家庭の森づくり補助金交付要綱の廃止)

2 熊本市家庭の森づくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(熊本市緑の街並みづくり補助金交付要綱の廃止)

3 熊本市緑の街並みづくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(熊本市事業所の森づくり補助金交付要綱の廃止)

4 熊本市事業所の森づくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成31年4月1日環境局長決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日環境共生課長決裁)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月29日市長決裁)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日花とみどり協働課長決裁)

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月1日花とみどり協働課長決裁)

1 この要綱は令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和7年9月1日花とみどり協働課長決裁)

1 この要綱は令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項第1号～第3号関係）

樹木の植栽基準	
1	健全な樹木を植栽すること。
2	在来種中心の多様な樹種を導入し、野鳥や昆虫などの生き物の生息環境に配慮した植栽とすること。
3	樹木は地植えとすること。
4	生垣の植栽は樹高1.0メートル以上、延長5.0メートル以上とする。
5	生垣の延長とは、始点（端）から終点（端）の樹木間の距離とする。敷地内の複数箇所に生垣を設置する場合においては、設置箇所ごとに始点（端）から終点（端）の樹木間の距離を計測し、その合計とする。
6	生垣の植栽の方法は、連続植栽であること。ただし、樹種・樹形・立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りではない。
7	生垣の植栽は、外周部の外垣以外に内垣も良いものとする。
8	樹木に竹は含まないものとする。

別表第2（第5条第1項第1号関係）

植栽樹木1本あたりの植栽に対する補助額

樹木の高さ	H=4m以上	H=3m以上	H=2m以上	H=1m以上
補助額（円）	25,000円	15,000円	7,500円	5,000円

様式第 1 号（第 6 条関係）

つながりの森づくり補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者
氏 名
電話番号

下記のとおり、つながりの森づくり補助金交付要綱に基づき申請いたします。

記

- 1 設置場所（所在地）： 熊本市
- 2 工事の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数
樹 木	高木	H=4.0m以上	本
		H=3.0m以上 4.0m未満	本
		H=2.0m以上 3.0m未満	本
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	m ²
生 垣	生垣（延長 5m以上）	H=1.0m以上	m

※生垣の延長は、植栽される樹木の始点（端）から終点（端）までの樹木間の距離とします。

- 3 工 期（予定）： （自） 年 月 日
（至） 年 月 日
- 4 交付の対象 (1) 生垣
 (2) 個人の住宅又は共同住宅
 (3) 事業所
 （該当に○をつけること。）
- 5 補助対象事業費 ： 金 _____ 円
（原則として、見積書（写し）を添付すること。）
- 6 その他

緑 化 計 画 書

- ・ 付近見取図（郵便局、バス停等目標となるものを記入）

- ・ 植栽平面図

現 地 調査日	申請時	完了後
担当者		

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったつながりの森づくり事業に対する補助金については、熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金額は、次のとおりとする。

金 額 金 _____ 円

- 2 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。

- 3 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業完了後は、完了した日が属する年度の翌年度から最低5年間、植栽した樹木の育成管理に努めなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業終了後10日以内に完了届を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長が必要があると認めるときは、工事状況を調査し、又は報告を求める場合にはこれに協力しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令その他補助金の交付目的を達成するために市長が必要があると認め指示する事項に従うこと。

- 4 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

- 5 監査委員が必要と認めたときは、監査をすることがある。

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者
氏 名
電話番号

年 月 日付け 発第 号で補助金等交付決定通知のあったつながりの森づくり事業については、下記のとおり計画変更・中止したので御承認願います。

- 1 設置場所(所在地) : 熊本市
- 2 工事変更の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数
樹 木	高木	H=4.0m以上	本
		H=3.0m以上 4.0m未満	本
		H=2.0m以上 3.0m未満	本
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	m ²
生 垣	生垣（延長5m以上）	H=1.0m以上	m

※生垣の延長は、植栽される樹木の始点（端）から終点（端）までの樹木間の距離とします。

- 3 変更工期 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日
- 4 計画変更の理由 :
- 5 交付の対象 (1) 生垣
(2) 個人の住宅又は共同住宅
(3) 事業所
(該当に○をつけること。)
- 6 変更後の補助対象事業費 : 金 円
- 7 その他

発第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金交付変更・中止通知書

年 月 日付け 発第 号で通知したつながりの森づくり事業に対する補助金については、
熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり変更・取消したので通知します。

記

- 1 補助金 : 金 _____ 円
- 2 変更工期 : (自) 年 月 日
 (至) 年 月 日
- 3 変更の理由 :

完 了 届

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者
氏 名
電話番号

下記のとおり、つながりの森づくり補助金交付要綱に基づき、年 月 日に工事を完了いたしましたので、お届けいたします。

記

1 設置場所（所在地）： 熊本市

2 工事の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数
樹 木	高木	H=4.0m以上	本
		H=3.0m以上 4.0m未満	本
		H=2.0m以上 3.0m未満	本
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	m ²
生 垣	生垣（延長 5m以上）	H=1.0m以上	m

※生垣の延長は、植栽される樹木の始点（端）から終点（端）までの樹木間の距離とします。

3 工 期：（自）年 月 日
（至）年 月 日

4 その他

発第 号
年 月 日

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度つながりの森づくり事業に対する
補助金については、熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 金 _____ 円

請 求 書

熊本市長（宛）

年 月 日

住 所

氏 名

金 額	百	十	万	千	百	十	一

熊本市つながりの森づくり補助金として、上記の金額を請求します。

振 込 先 口 座 名		
金 融 機 関 名	銀 行・信 用 金 庫	支 店・出 張 所
預 金 種 目	普 ・ 当 ・ そ の 他	口 座 番 号
フリガナ 口 座 名 義 人		